

＜請求書等における押印の取扱いについて＞

【令和3年9月1日から】
見積書、請求書に『担当者名』と『連絡先』を記載すると、押印(会社印、代表者印等)が不要となります。

見積書	請求書
令和○年○月○日	令和○年○月○日
愛知中部水道企業団 企業長 様	愛知中部水道企業団 企業長 様
△△県△△市△△ △△△会社 代表取締役 □□□□	△△県△△市△△ △△△会社 代表取締役 □□□□
【必要事項】 ・担当者名 ・連絡先	【必要事項】 ・担当者名 ・連絡先
担当者名：●●●●● 連絡先： 000-000-0000	担当者名：●●●●● 連絡先： 000-000-0000
押印 不要	押印 不要

○押印のある書類も、従来どおり受け付けします。

○確認のため、必要に応じ、提出課から問い合わせを行う場合があります。

契約書、請書は、押印が必要となります。ご注意ください。

＜お問い合わせ先＞

- ・見積書・請求書について
経営企画課 経営・総合計画グループ
電話：0561-76-0072(ダイヤルイン)
- ・契約書・請書について
管財検査課 管財グループ
電話：0561-38-0149(ダイヤルイン)